

瀬戸市消防本部訓令第 1 号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防本部等決裁規程（昭和 6 2 年瀬戸市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 2 月 6 日

瀬戸市消防長 矢野 研一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前														
別表第 2（第 5 条関係）			別表第 2（第 5 条関係）														
1 消防本部			1 消防本部														
<table border="1"> <tr> <th>決裁区分</th> <th>消防次長</th> <th>課長</th> </tr> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	決裁区分	消防次長	課長	決裁事項					<table border="1"> <tr> <th>決裁区分</th> <th>消防次長</th> <th>課長</th> </tr> <tr> <td>決裁事項</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	決裁区分	消防次長	課長	決裁事項				
決裁区分	消防次長	課長															
決裁事項																	
決裁区分	消防次長	課長															
決裁事項																	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>												
<u>消防警戒区域立入許可証交付申請書、裸火使用等禁止行為解除申請書、火災予防上必要な業務に関する計画提出書、防火対象物使用開始届、炉等設置届、変電設備等設置届、ネオン管灯設備設置届、水素ガス充てん気球設置届、煙火打上げ（仕掛け）届、催物開催届、露店等の開設届、指定洞道等届、少量危険物等貯蔵・取扱開始届、少量危険物等貯蔵・取扱変更届及び少量危険物等貯蔵・取扱廃止届の受理</u>		<省略>	防火対象物使用開始届、炉等設置届、変電設備等設置届、ネオン管灯設備設置届、水素ガス充てん気球設置届、煙火打上げ（仕掛け）届、催物開催届、指定洞道等届、少量危険物等貯蔵・取扱開始届、少量危険物等貯蔵・取扱変更届及び少量危険物等貯蔵・取扱廃止届の受理		<省略>												

水張（水圧）検査申請書の受付及び当該検査済証の交付	<省略>	水張（水圧）検査申請書の受付及び当該検査済証の交付	<省略>
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38の3、第38の10第1項及び第38の10第2項の規定による届出の受理	○		
<省略>		<省略>	
2 <省略>		2 <省略>	

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。